

3 安心・安全な暮らしづくり
(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

<u>都市計画制度による土地利用規制が円滑に進む環境整備</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ハザードエリアに対し、逆線引きや地区計画等を活用した土地利用規制を積極的に促すよう都市計画運用指針に位置付け、これらの取組を推進すること。 ○ 都市計画制度による土地利用規制について、他の防災対策と併せた紹介を行うなど、住民の認知度向上や機運醸成に取り組むこと。
<u>逆線引きに係る手続きの円滑化への支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逆線引きの箇所が多数予定されるため、都市計画法上の大臣同意に向けた協議において、多数の箇所を一括で扱うなどの資料の簡素化や手続きの円滑化を行うこと。
<u>財政措置の拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逆線引きの都市計画の手続きに必要な費用を、国の支援メニューの対象とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地権者等の調査、都市計画の図書や説明会用資料の作成、広報の実施 など

② 空き家対策の強化

<u>特定空家等の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲について、空家法に基づく勧告以前の段階において除外する場合の仕組みや基準を明確化すること。 ○ 代執行に至る手続きのうち、特に多数の相続人がいる場合の所有者等の探索基準を明確化する規定を追加するなど、手続きの簡素化を図ること。 ○ 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、所有者不明土地法と同様に、市町の長に財産管理人の選任申立権を付与する規定を追加すること。 ○ 即時執行（緊急安全措置）の規定を追加すること。
<u>財政措置の拡充</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除却事業の補助対象（現在は除却工事費等の8/10）を拡充すること。 ○ 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
<u>都市部の中古住宅の流通促進に係る支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部（居住誘導区域内）のスponジ化の解消に向け、中古住宅の流通を促進し、新築と中古のバランスのとれた住宅市場を実現するためのインセンティブ策を拡充すること。

3 安心・安全な暮らしづくり
(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

③ 安定した公営住宅の供給

<u>更新時期を迎えた公営住宅の長寿命化や建替えへの支援</u>	<p>都市の社会構造を維持していくために、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅を、将来に渡って安定的に供給していく必要がある。</p> <p>高度経済成長期に集中して建設した公営住宅が、一斉に更新時期を迎えており、計画的かつ着実に建替事業の推進を図るうえで、事業費の確保が必要であるため、次のとおり要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅整備事業等に係る社会資本整備総合交付金を確保すること。 ○ 同じ公営住宅でも大都市より地方都市の方が家賃収入が少ないことを踏まえ、地域に応じた交付金の国費率を設定すること。（現状は全国一律45%）
----------------------------------	---

④ 建築物の耐震化の促進

<u>民間建築物等の耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置（特別交付税の措置率の嵩上げ等）の拡充を図ること。
<u>社会福祉施設等の耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。
<u>住宅の耐震化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。
<u>国民への啓発強化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

3 安心・安全な暮らしづくり
(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

国への提案事項

⑤ 再開発事業等の促進による拠点性の向上

<u>継続的な財政措置</u>	○ 広島県の中枢拠点性向上に資する紙屋町・八丁堀地区における都心の活性化に向けたリーディングプロジェクトである基町相生通地区第一種市街地再開発事業を着実に推進するため、継続的な財政措置を図ること。
-----------------	--

⑥ 公園、緑地等のオープンスペースの充実

<u>財政措置の確保</u>	○ 都市公園等の整備、都市緑化の推進などのための予算を確保すること。
<u>補助対象メニューの拡充</u>	○ 都市公園等事業における公園施設改修や柔軟な利活用等に必要な整備に対して、補助対象メニューの拡充を図ること。 ○ 「公園施設長寿命化対策支援事業」等について、支援の一層の充実を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

① 土砂災害特別警戒区域の逆線引きの推進

3 安心・安全な暮らしづくり
(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた
良好な居住環境整備等の推進

現 状

[現状]

- 全国最多の土砂災害特別警戒区域 約4.5万か所
- 県内全域で約12万人が居住（推計）
- 上記のうち、市街化区域内に約5.7千か所
⇒都市のコンパクト化を進めながら、災害に強い都市構造に向けた逆線引き※の取組の推進が必要

※都市計画上の市街化区域を市街化調整区域に変更すること

[目標]

- ・防災上危険が懸念される地域の居住人口
12万人(R2) ⇒ 10万人以下(R12)
- ・縁辺部の未利用地を令和6年度に1度目の逆線引き
- ・今後20年で段階的に逆線引きを完了
- ・50年後に特別警戒区域内の居住者をゼロにする

[国の取組]

- 都市再生特別措置法等の一部改正
 - ・都市計画区域全域において、土砂災害特別警戒区域における自己の業務用施設の開発が原則禁止
 - ・居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針が位置付けられた
- 流域治水関連法案等により、災害ハザードエリアにおける、地区計画の記載の充実や許可制度の創設など、土地利用規制に係る法整備が進められている

課 題

[環境整備に係る課題]

- 都市計画運用指針では、逆線引きを検討することが望ましいとの記載にとどまっており、一部の自治体で取り組まれているものの、全国的な取組となっていない。
- 逆線引きの必要性を全国的に住民が認知することにより、私権制限を受ける土地所有者が受忍しやすい環境整備が必要である。

[実務上の課題]

- 逆線引きの取組は、土地所有者等に対し、取組の必要性や生活への影響等を丁寧に説明し、理解を得ながら進めているが、相続未登記で所有者が特定できない等により、全ての所有者への直接的な説明ができない状況にある。
- 逆線引きの対象箇所が多いため、都市計画法上の手続きのための資料作成に膨大なリソースが必要となるとともに、手続きを円滑に進める必要がある。

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内市町共通の目標^(※1)と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。
- 令和3年度に専門家、事業者及び市町とともに、居住誘導区域内の中古住宅の流通促進に向けた方策をとりまとめ、方策の具現化を進めている。(とりまとめにあたり、国土交通省中国地方整備局・住宅金融支援機構中国支店がアドバイザーとして参画)

空き家の現状
(※2)

約44,300戸

推 計 値

R5 (2023)までに 約 7,600戸増加【5年間累計】

R10 (2028)までに 約13,000戸増加【10年間累計】

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指して設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課題**1 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要**

- 空き家に係る固定資産税の住宅用地特例については、空家法に基づく勧告により除外される。勧告以前については、「居住の用に供するため必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合」には、除外されるものとあるが、仕組みや基準が不明確なため、市町から明確化してほしいとの意見が出ている。
- ガイドライン等において、調査すべき公的書類が例示されたものの、多数の相続人かいる場合の所有者の探索範囲や、建物と土地の所有者が異なる場合の助言・指導・勧告などの手続の対象範囲が明確に定められていないことから、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。

2 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8／10に限られているため、地方負担分の4／10に加え、残りの2／10も市町が負担せざるを得ない。
- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。

3 都市部の中古住宅の流通を促進するためには、中古住宅に特化したインセンティブ策の拡充が必要

- 我が国の全住宅流通量に占める既存住宅の流通シェアは約14.7%（平成25年）であり、近年ではシェアは大きくなりつつあるものの、欧米諸国と比べると1／6程度であり、依然として低い水準にあることから、中古住宅に特化した税制改正等のインセンティブ策の拡充が必要である。

広島県では、「誰もが暮らしやすい住環境の実現」を基本理念とした「県営住宅再編5箇年計画(第3次)」(計画期間:令和3～7年度)を策定し、県営住宅の長期的な安定供給を図るための取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

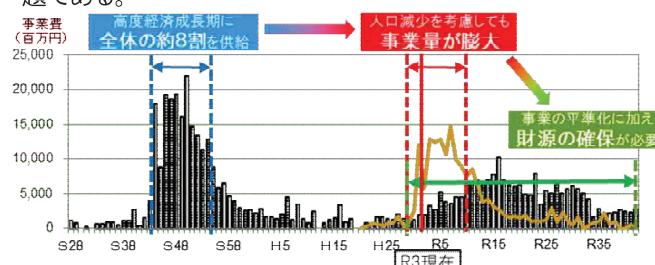
- 昭和40～50年代に建設された県営住宅が約80パーセントを占め、一斉に更新時期を迎えている。

(広島県の取組)

- 人口・世帯数の減少も踏まえ、公営住宅の総量を中長期的に削減しつつ、地域ごとの需要を考慮した建替統廃合を積極的に進めるなど、効率的な供給に最大限取り組むこととしている。
- 長寿命化等により建替時期を分散化させ、事業量の平準化を図ることとし、長期の収支シミュレーションを行って、将来見込を立てたうえで建替計画を策定・実施している。

課題

- 極力事業量を平準化した場合でも、ピーク時の事業費は令和3年度予算の2～3倍となる見込みであり、事業の着実な実施には、公営住宅整備事業等に係る交付金の確保が課題である。



- また、大都市と地方都市で公営住宅の整備や維持保全に係る事業費に差がない一方で、公営住宅法で定められた家賃額には差が生じるため、特に地方においては、更新時期が集中する中で事業全体の収支均衡を図るうえで課題がある。



令和3年度に策定した「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、災害対策拠点(県庁舎等)等の多数の者が利用する建築物に加え、住宅についても重点的取組に据え、耐震化を促進することとしている。

広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、公共施設等の耐震化を加速化



広島県耐震改修促進計画(第3期計画)に基づく目標と施策

施策の対象	耐震化率等の現状→目標	主要な施策
多数の者が利用する建築物 (該当棟数:約2,000)	耐震化率 91.3%(R2)→96%(R7) 【R12に100%を目指す】	① 市町の補助制度の継続、創設の促進 ② 計画的な耐震化に向けた指導 ③ 所有者への意識啓発
大規模建築物 (該当棟数:37) 【重点】※1	耐震改修実施率 85.3%(R3) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	④ 公表した耐震化状況の更新 ⑤ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑥ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑦ 公共建築物の計画的な耐震化
防災業務等の中心となる建築物 (該当棟数:39) 【重点】※1	耐震改修実施率 95.3%(R3) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑧ 公表した耐震化状況の更新 ⑨ 公共建築物の計画的な耐震化
広域緊急輸送道路沿道建築物 (該当棟数:225) 【重点】※2	耐震改修実施率 25.3%(R3) 耐震性不足の建築物を → 概ね解消(R7)	⑩ 公表した耐震化状況の更新 ⑪ 対象建築物の耐震化に向けた指導等 ⑫ 民間建築物の耐震改修への支援 ⑬ 公共建築物の計画的な耐震化
住宅 【重点】 (補助想定戸数:約1,500)	耐震化率 84.5%(R2)→92%(R7) 【R17に100%を目指す】	① 市町の補助制度の改善への支援、創設の促進 ② 所有者への意識啓発

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

課題

- 義務付けた耐震診断の実施は概ね完了し、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関する避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 多くの要配慮者が利用する障害児者関係施設や公立保育所などの社会福祉施設等
- 住宅の耐震化促進のためには、耐震改修に加え、建替えや除却のメニュー化が求められており、また災害リスクの低い地域への居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

⑤再開発事業等の促進による拠点性の向上

3 安心・安全な暮らしづくり (5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

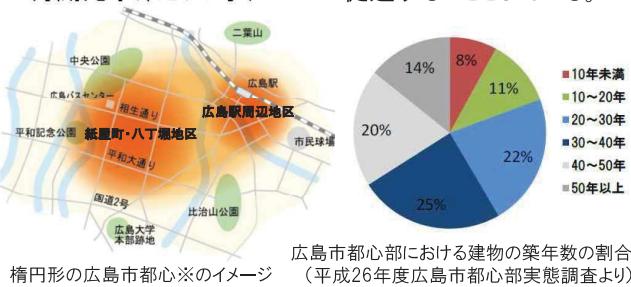
現 状

[現状]

- 本県では、都市の拠点性の向上に資する観点から市街地再開発事業を支援しており、過去約20年間で、8地区の再開発事業に対し、補助金を交付している。
- 広島市都心部においては、数多くの建物が更新時期を迎えており、立地に見合う土地の高度利用が図られていないため、都市の活力・魅力が不足している。

[広島県の取組]

- H29に広島市とともに「ひろしま都心活性化プラン」を策定し、都心の活性化に向けた取組を進めている。
- 紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、基町相生通地区第一種市街地再開発事業を広島市とともに促進することとしている。



※広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「橿円形の都心づくり」を推進。

課 題

[継続的な財政措置が必要]

- 基町相生通地区第一種市街地再開発事業（事業期間：R4～R11、総事業費：約460億円）を着実に推進するためには、事業期間中において、継続的な財政措置が必要。

(事業の必要性)

当事業は、広島バスセンター等の交通広域結節点に近接しており、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィス等の魅力ある都市機能を導入し、広島商工会議所の移転先となる等、地域経済の活性化を先導する事業であり、県の中核拠点性向上に寄与する。

(完成イメージ)



⑥公園、緑地等のオープンスペースの充実

3 安心・安全な暮らしづくり

(5) 持続可能なまちづくりの実現に向けた良好な居住環境整備等の推進

広島県では、将来にわたって愛され続ける公園を目指し、「ひろしま公園活性化プラン」（計画期間：令和4～12年度）を策定し、県立都市公園の充実化に向けた取組を進めている。

現状／広島県の取組

(現状)

- 開園からの年数の経過（30年程度）に応じた大規模な老朽化対策を必要とする施設の増加に加え、新型コロナウイルスの影響に伴う環境の変化などにより、公園に対する価値観や利用者ニーズが変化していることから、公園施設への柔軟な対応が求められている。

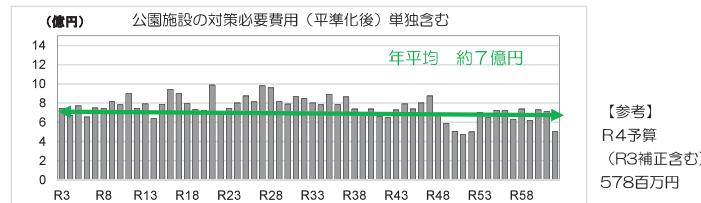
(広島県の取組)

- 長寿命化計画に施設毎の重要度を加味した公園修繕方針を作成し、施設毎に優先順位を付けて計画的に老朽化対策に取り組むこととしている。
- 公園を取り巻く社会情勢の変化への柔軟な対応や利用者ニーズに応じた施設の充実化に取り組み、県民の健康・スポーツなどの夢や希望への挑戦を後押しし、将来にわたって愛され続ける公園を目指している。

課 題

- 計画的な老朽化対策の着実な実施には、都市公園事業に係る交付金などの持続的な予算確保が必要。

また、利用者の満足度向上に向け、利用者ニーズに応じた施設の充実化への更なる予算措置が必要。



- 都市公園等事業においては、老朽化対策で交付対象とならない事業メニュー（防水対策、既存施設と異なる種別への更新など）があり、また、老朽化対策以外の事業（認定競技場として運営するための更新、遊具の安全措置に必要な対策など）については交付要件が厳しいなど、地方公共団体等の負担が大きい

【交付対象とならない事例】



3 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用、外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・県内企業等において人材需要の高い、特に、警備業、倉庫業について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加
 - ・特定技能制度の普及に向けた、要件や手続きの簡素化・明確化、十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・地域の持続的発展にも配慮した、大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業に対し、継続して必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置を講じること。
 - 〔例　・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや、企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修、外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など
　・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど、ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営　等〕
- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づく「外国人雇用状況」の届出の情報など、地方公共団体が必要とする情報（雇用事業所の産業分類、事業所規模、国籍別雇用人数と市区町村別の所在地）を提供すること。

3 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用、運用、維持経費含む)の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくりにおける、市町支援を担う日本語教育人材の確保など都道府県の役割の明確化及び都道府県に対する地方財政措置の拡充(補助制度の継続(R6～)や交付税措置等)
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供
 - ・自治体行政手続のオンライン化等(自治体DX推進計画)における多言語対応

3 新型コロナウイルス感染症の影響への対応について

- 円滑な入国が進むよう、必要な次の措置を国の責任において講じること。
 - ・入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置を講じるとともに、すでに支援を行っている地方自治体への財政支援
 - ・在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し
 - ・出入国手続等の時宜に合った情報の提供
 - ・帰国困難な元技能実習生や、留学生等で、帰国を希望する者の早期帰国の実現や帰国までの滞在費支援
 - ・外国人材受入企業等の人手不足に対応する実効性のあるマッチング支援

【提案先省庁：総務省、法務省、出入国在留管理庁、文化庁】

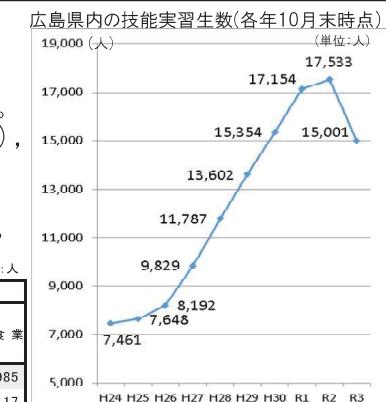
3 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

現 状

- 県内では、中小企業を中心に、外国人労働者は増加している。
 - ・外国人労働者は「技能実習」が最も多く、その数はH27年以降急激に増加し、H26年の約2倍(15,001人、全国5位(R3.10末、広島労働局調べ))に達する。
 - ・外国人雇用事業所の6割は、規模30人未満の事業所(5,796中3,537事業所)、100人未満を含めると8割(5,796中4,641事業所)に達する(R3.10末、同)。
 - ・「特定技能」の在留外国人数は、全国的に伸び悩んでおり、県内は製造業を中心で1,944人となっている(R3.12末、全国11位、出入国在留管理庁調べ)。

広島県内の「特定技能」在留外国人数(R3年12月末時点)



	総 数	介 護	ビ ル ク リーニン グ	素 形	材 産	業 產	機 開	電 気・電 子 情 報 通 連	建 設	造 船・船 用 工 業	自 動 車 整	航 空	宿 泊	農 業	漁 業	飲 食 料 品 制 造	外 食 業
全 国	49,666	5,155	650	3,066	4,365	2,371	4,871	1,458	708	36	121	6,232	549	18,099	1,985		
広 島 県	1,944	90	26	132	185	96	147	459	50	-	-	75	127	540	17		

- 外国人材生活意識調査(令和4年2月) 生活上の課題
 - ①地域の人とコミュニケーションが取れない
 - ②病院でことばが通じない
 - ③日本の文化や習慣が理解できない、災害時にどうしたらいいのかわからないなど
- 技能実習監理団体及び特定技能外国人登録支援機関を対象に行った新規入国停止に伴う技能実習生等の受け入れに関する調査(令和3年12月)
 - 【新規入国停止に伴う事業活動への影響】
 - ・人手不足、受入計画の立案が不可能、経営状況の悪化、生産の減少等
 - 【「人手不足」を解消するために実施している取組】
 - ・日本在住の特定技能外国人など、国内人材を採用
 - ・帰国困難な技能実習生を特定活動に切り替え人員を補充
 - 【監理団体等の声】
 - ・技能実習生の入国の見通しが不透明なことにより、現場の人員調整が難しい。

3 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

国・広島県の取組

- 外国人に対する情報提供、相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
 - (交付金)外国人受入環境整備交付金
 - (交付対象)全地方公共団体
 - (補助率、限度額)
 - 整備:10/10、外国人住民数に応じ200~1,000万円
 - 運営:1/2、外国人住民数に応じ200~1,000万円
 - (地方交付税措置あり)
- 地域における日本語教育推進のための体制づくり[人材の確保や日本語教室の運営等]
 - (補助金)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業
 - (交付対象)都道府県、政令指定都市など
 - (補助率、補助額)1/2、上限なし
 - (市町村:地方交付税措置あり、都道府県:地方交付税措置なし)
- 新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用を負担している中小企業等の安定した事業継続を支援
 - (補助金)外国人材受入企業等緊急支援事業
 - (補助対象者)県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等
 - (補助対象経費)水際対策のために県内企業等が負担した外国人材の受け入れに係る宿泊費
 - (補助率、額)補助率1/2、補助上限額1人当たり45千円
 - (1泊当たりの上限額3千円)

課 題

【「特定技能」制度の円滑な運用】

- 業界団体からの要望があり、また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については、現在の就労可能な14分野に含まれていないため、対応ができていない。
- 企業等において、制度が複雑であるため、理解や手続きのための負担感が大きく、制度の利用が進んでいない。

【生活者としての外国人が暮らすための環境整備】

- 外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として、行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化、母語で相談を受けられる窓口の整備、安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
- また、外国人に対して、地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

【新型コロナウイルス感染症の影響への対応】

- 入国情検査や入国情の待機措置等に係る費用負担増加に対する軽減措置や、帰国困難な元技能実習生や、留学生等で、帰国を希望する者の早期帰国の実現、外国人材受入企業等の人手不足に対応する支援が必要である。

3 安心・安全な暮らしづくり

(7) 海洋プラスチックごみ対策

国への提案事項

海洋プラスチックごみ対策に関する支援

- 本県では、2050年までに瀬戸内海に流出するプラスチックごみゼロを目指し、海ごみ対策に取り組んでいるが、マイクロプラスチックを含め、プラスチックごみの環境中での挙動等、実態が十分に解明されていないことから、効果的な対策を進めるため、国において実態解明を進めるとともに、得られた知見を収集し、各自治体等へ情報を共有すること。
- また、本県においては、プラスチックの素材、製品製造メーカーや販売、流通事業者等、幅広い企業や団体等が一体となって海ごみ対策に取り組む「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立(R3.6)し、代替素材商品の普及促進や企業マッチング等様々な取組を行うこととしており、こうした取組に対する財政的支援を拡充すること。

【提案先省庁：経済産業省、国土交通省、環境省】

3 安心・安全な暮らしづくり

(7) 海洋プラスチックごみ対策

現状／広島県の取組

- 2050年までに新たな海洋プラスチック汚染ゼロを目指す大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが採択されるなど世界的な課題となっており、R4年度からは「プラスチック資源循環促進法」が施行されている。
- 広島県においても、新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量を2050年までにゼロとすることを目指し、R3年6月にプラスチックを取り扱う各業界の事業者等が参画する「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム」を設立した。
- プラットフォームでは、ペットボトルの自動回収機の設置や飲料メーカー等と連携した流出防止対策に取り組むとともに、今年度から新たに、参画企業と連携してプラスチック代替素材の普及促進や、循環的利用の高度化に向けたモデル事業を実施することとしている。
- 環境省において海洋中のマイクロプラスチック浮遊密度について調査を実施しており、瀬戸内海でもマイクロプラスチックが確認されているが、河川や下水道といった環境中の挙動については、データが少なく、詳細が不明である。

課題

- 海洋プラスチックごみ流出ゼロに向けた仕組みを構築するためには、海洋生分解性プラスチックや紙等の代替物の普及促進といったプラスチックの使用量削減や、プラスチックごみの流出防止といった対策が必要だが、企業や自治体との連携事業に係る財政的支援が充実しておらず、効果的な仕組みが構築されていない。
- 河川のマイクロプラスチックについては、調査に係る国のガイドラインが策定されたものの、下水については調査方法が確立されておらず、実態把握が十分に行われていないため、下水中や環境中での挙動についてのデータが乏しく、流出防止対策の検討ができていない。

3 安心・安全な暮らしづくり

(8) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること。
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること。
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること。

2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音測定器及びカメラの増設や、市町が設置している騒音測定器の国設置への切替など、
国の責任において、騒音被害の実態把握を進めること。また、測定結果を早期に提供すること。
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること。
- また、訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること。
〔新たな財政措置の方法例〕～防衛施設周辺生活環境整備法施行令等の見直し(拡充・緩和)
 - ・米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の自治体への交付金の創設
 - ・米軍機の訓練空域等を有する県に対する交付金の創設
 - ・学校等の防音対策基準の見直し
- 住宅防音工事区域の第1種区域に係る指定値を、62dBから航空機騒音の環境基準の57dBに改めること。
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと。
また、硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと。
- 空母着艦資格取得訓練(CQ)については、訓練期間中に岩国基地に帰投しない方法で実施すること。
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること。

3 安心・安全な暮らしづくり

(8) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること。
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと。
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること。 【提案先省庁：外務省、防衛省】

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐(H30.3完了)により、騒音被害が拡大
基地周辺だけではなく、訓練空域等においても、大幅に増大

・航空機騒音(70dB以上(掃除機、騒々しい街頭))の発生状況

	平成29年度	令和3年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)	3,872回	9,664回	5,792回(2.5倍)
(主な地点)			
岩国飛行場周辺	2,322回	5,153回	2,831回(2.2倍)
訓練空域下	697回	1,097回	400回(1.6倍)

- しかしながら、国の騒音被害対策は、飛行場近辺の騒音にしか対応していない。

→ 現在の交付金の要件では、基地から離れた訓練空域を有する自治体は対象外

【再編交付金】
〔対象市町村〕 施設所在地と、隣々接市町村まで
〔対象都道府県〕 施設所在地

【特定防衛施設周辺整備調整交付金】
〔対象市町村〕 特定防衛施設(飛行場)を有する市町村



訓練空域、飛行ルート下の自治体でも
被害対策が実施できるよう改正が必要

4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

2 一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、デジタルトランスフォーメーションの推進、地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含めた歳出の積み上げを行うとともに、先行き不透明な地方の税収動向を的確に反映し、令和5年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

また、臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

1 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

2 デジタル田園都市国家構想推進交付金の拡充

「デジタル田園都市国家構想」を着実に推進するため、令和5年度以降も財政措置を継続すること。

また、地域の抱える課題はそれぞれ異なるため、他地域で確立されたモデル・サービスを横展開するだけでなく、小さく始め、すばやくPDCAを回しながら実装に向かうアジャイル型アプローチによるデジタル実装の実践にも交付金が活用できるよう、交付対象の拡充を図ること。

【提案先省庁：内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

現状及び課題

- 令和4年度地方財政計画においては、前年度と同水準の62.0兆円の一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は解消されていない。

- ◆一般財源総額（水準超経費除き）

	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R3地方財政計画	62.0兆円	40.3兆円	17.4兆円	5.5兆円
R4地方財政計画	62.0兆円	44.1兆円	18.1兆円	1.8兆円
前年度比	+0.0兆円	+3.8兆円	+0.6兆円	▲3.7兆円

- 広島県の歳出総額 1兆1,440億円（R4年度当初予算）に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,550億円。

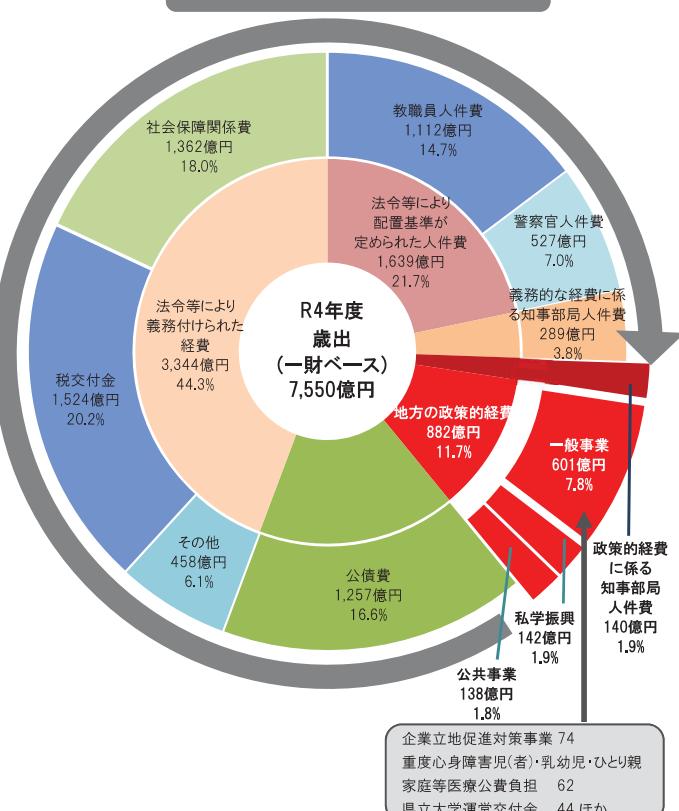
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。

- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない（地方自治法第232条第2項）ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%



4 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には(ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 更に令和3年度においては、新型コロナ対策により、多額の基金を活用したことから、一時は、財源調整的基金が100億円を下回る状況となつたが、国の交付金の活用や県税収入見込みの増により令和3年度末には平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和4年度当初予算においても、新型コロナ対応や頻発する豪雨災害への対応などに多額の基金を活用せざるを得ず、財源調整的基金の残高は大きく減少し、非常に厳しい財政状況が続く見込となっている。

課題

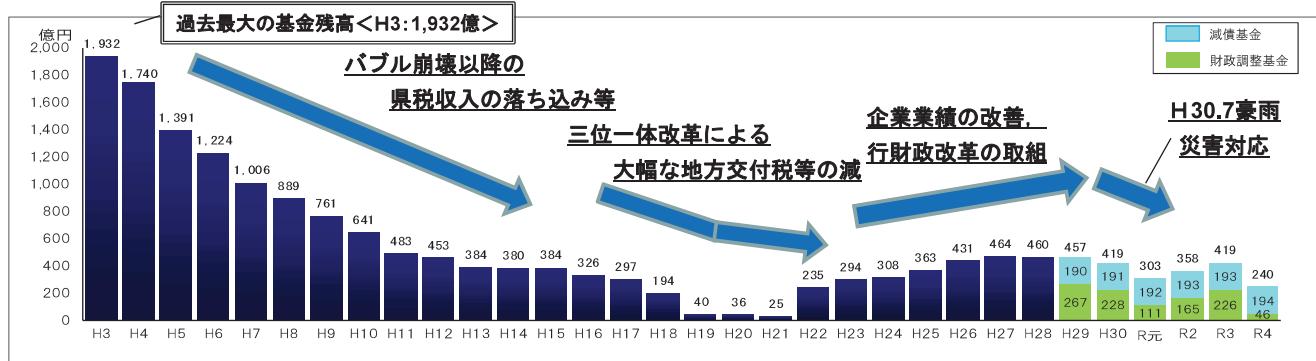
- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻り出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害対応や、この度の新型コロナウイルス感染症の影響などによって、まさに一瞬で激減するものである。

また、こうしたリスクに対して柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のこと。広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。
グラフ数値は年度末残高であり、R2年度までは決算値、R3年度はR2年度2月補正予算後の見込み、R4年度は当初予算編成時の見込み。

4 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 奥深き財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。
特に過疎対策事業債については、ソフト分を含めて前年度を上回る措置を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町は、過疎地域を有していることからも、旧合併特例事業債や過疎対策事業債の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを維持しつつ、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

4 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

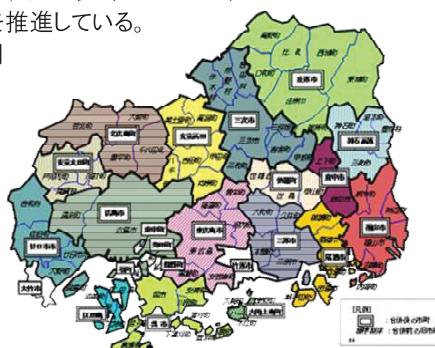
1 奥深き財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っていっているところである。

2 合併市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進している。

平成30年7月
豪雨災害からの
復旧・復興経費
などの需要もあ
る中で、引き続
き合併後のまち
づくりを推進す
る必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと創生総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、特に合併市町においては、施設の統廃合等に向けて、公共施設等総合管理計画の見直しや、公共施設等の適正管理に取り組んでいる。

一方、近年、平成30年7月豪雨災害や令和3年7月からの豪雨などの天災が相次いでおり、特に予算・人員規模が小さい市町においては、災害復旧への対応優先のため、計画の遅れが生じやすい環境にある。

- 中長期的な財政措置としては、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長など配慮をいただいたところであるが、まちづくりの財源として、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。

項目	令和4年度	令和3年度
過疎対策事業	5,200	5,000
旧合併特例事業	5,500	6,200
公共施設等適正管理推進事業 (令和8年度まで延長)	5,220	4,320

5 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

住民の安全・安心を確保する国土強靭化及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため、直轄事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金や補助事業をはじめとする、公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」については、地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置を含め、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分や財政措置の拡充等に配慮すること。

【提案先省庁：内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

5 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

現状／施策の背景・経緯

- 社会資本は、防災・減災に資するとともに、生産性向上、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を發揮し、地方創生を下支えするもの。
- 広島県では、社会資本マネジメントの基本方針を定めた「社会資本未来プラン」を令和3年3月に策定し、「安全・安心で県の強みを生かした、持続可能な県土づくり」に向けて、優先順位を踏まえながら、効果的・効率的な社会資本整備を推進することとしている。
- 特に、県土の強靭化に向けては、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、防災・減災対策の加速を図っているが、対策が必要な箇所は未だ多く、治水・土砂災害対策や道路法面対策などの事前防災を着実に推進する必要がある。

課題

- 本県の防災・減災対策を充実・強化し、地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが、全国的に大規模な災害が頻発していることなどを踏まえると、安定的・持続的な確保に懸念がある。
- 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を積極的に活用する上で、年度末の補正予算で措置された場合、最大でも1年程度の工期となり、不測の事態が発生し進度調整が必要となった場合には、十分な工期を確保できず、計画的な事業執行が困難となる。



5 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進・社会資本の適切な維持管理の推進強化

国への提案事項

1 建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

建設分野のあらゆる段階において、デジタル技術を最大限に活用し、官民が連携してインフラ（公共土木施設等）をより効果的・効率的にマネジメント（管理・運営）することにより、新たなサービス・付加価値の創出や県民の安全・安心、利便性の向上、建設分野の生産性向上などを実現するため、安定的・持続的な財政措置及びDXの加速化に向けた拡充・技術的支援を図ること。特に次の取組について、重点的に配慮すること。

- ・ データ連携基盤を核とした多様なサービスを展開するため、国・県・市町等の施設管理者間でデータを共有することや、民間企業等とのデータ連携・活用を可能とするシステム基盤であるDoboXの機能拡張
- ・ 県土全体の3次元データの取得や民間企業等のニーズを踏まえたデータ整備など、インフラデータの充実・高精度化
- ・ 道路法面の崩落予測や除雪作業の支援、センサーデータの蓄積・分析による予測保全の導入など、技術の構築に必要となるAI等の開発や現場実装に向けた取組
- ・ 洪水予測やダムの流入予測の高度化など、きめ細かな災害リスク情報の提供

5 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進・社会資本の適切な維持管理の推進強化

国への提案事項

2 社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても十分に機能を発現させるためには、より効果的・効率的な維持管理が必要であることから、修繕等が必要な施設への対策を加速するとともに施設点検や診断技術等の更なる高度化・効率化を推進するため、補助及び交付金制度の要件緩和など地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁：総務省、財務省、国土交通省】

5 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進・社会資本の適切な維持管理の推進強化

①建設分野におけるDXの推進に係る財政措置及び技術的支援

現状／広島県の取組

- 国では、「国土交通省インフラ分野のDX推進本部」の設置や「国土交通データプラットフォーム」の機能拡張、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション施策」の公表など、インフラ分野におけるDXを推進している。
- 広島県では、デジタル技術を活用した取組案をとりまとめた「広島デジフラ構想」を令和3年3月に策定するとともに、DXの実装を進めていくための体制強化を図るために、「建設DX担当」を設置し、構想に掲げる目指す姿の実現に向け取組を推進している。
- 令和4年6月から運用を開始するデータ連携基盤（DoboX）を活用したサービスの提供や、河川巡視・点検におけるドローンの自動飛行、除雪作業等の支援技術の導入など、最新のデジタル技術の活用により課題解決を図る技術構築、実装等に取り組んでいる。

広島デジフラ構想
デジタル×インフラ

DoboX
土木×DX=ドボックス

課題

- 地域の課題解決や魅力の向上を図るには、データ連携基盤等により、国・県・市町、更には、民間企業等が連携し、地域の実情に即した多様なサービスを展開することが必要。
- 航空測量等で取得した3次元点群データなど誰もが利活用可能なオープンデータの作成や、データの精度向上・更新が十分にできていない。
- デジタル技術を活用した様々な技術の構築・実装に取り組んでおり、今後も取組を拡大していくこととしているが、データ蓄積・分析を行うための計測機器の整備やAI等の開発、現場実装に向けた実証実験などを継続して実施できるよう財政措置が必要。
- 大規模災害等による被害を防止又は軽減させるためには、デジタル技術やデータを活用し、災害リスク情報等の的確な発信など、ソフト対策をさらに充実・強化することが必要。

5 社会資本整備の推進

(2) 建設分野のDXの推進・社会資本の適切な維持管理の推進強化

②社会資本の適切な維持管理に係る財政措置の拡充

現状／広島県の取組

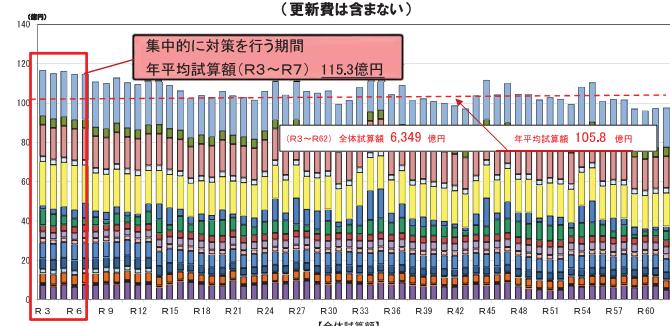
- 今後、老朽化するインフラの数は加速度的に増加する見込みであり、さらに、維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの扱い手不足が顕在化している。
- 国では、インフラ長寿命化計画に基づき実施される老朽化対策について、「インフラメンテナンス事業費補助」を創設し、地方公共団体に対して集中的・計画的な支援を実施。
- 広島県では、老朽化対策に関する今後の取組や修繕費の見通しを示した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や主要な施設分類毎に維持管理水準等を設定した「修繕方針」を令和2年度に策定・改訂し、計画的な維持管理を推進するとともに修繕費を増額し、老朽化対策を強化。
- また、公共土木施設の調査・設計・施工・維持管理のあらゆる段階において、施設の長寿命化や施設整備等の効率化・高度化に資する技術を募集・登録する「広島県建設分野の革新技術活用制度」を運用し、革新的な技術の開発促進や建設分野への利活用等を推進。

課題

- 人口減少や少子化・高齢化が進行し、インフラの維持管理に必要となる扱い手不足が顕在化している。このため、進展するデジタル技術などを最大限に活用した維持管理の更なる高度化・効率化を推進する必要がある。
- また、災害時においても、防災施設や緊急輸送路など既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、より効果的・効率的な維持管理が必要である。
- 広島県では、令和7年度までの5年間について、集中的な老朽化対策の実施を予定していることから、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などを踏まえた継続的な財政措置が必要である。

«主要な施設分類における修繕費総額を試算»

(更新費は含まない)



5 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進【創造的復興関係】

国への提案事項

1 インフラ強靭化の推進

近年の気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化していることから、流域治水の推進など、インフラや県土の強靭化を着実に進められるよう「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の地方の実情に即した配分に配慮すること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

平成30年7月豪雨災害、令和2年7月豪雨災害、令和3年7月・8月豪雨災害等、毎年のように頻発する災害の被災地の早期復旧・再度災害防止を推進するため、改良復旧事業や県が行う砂防・激甚災害対策特別緊急事業等の推進、直轄による特定緊急砂防事業等の推進については、特段に配慮するとともに、これらの事業を円滑に実施できるよう、財政措置の拡充を図り、地方の財政負担の軽減に配慮すること。

<平成30年7月豪雨災害>

災害復旧事業(決定額)

公共土木施設	[県事業] 2,550箇所 630億円 [市町事業] 2,930箇所 355億円(広島市を除く)
農林業施設	5,574箇所 257億円

改良復旧事業等

河川	[県事業]二級河川沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川三條川 災害復旧助成事業
----	--

土砂災害防止施設等

砂防 (激特事業等)	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系特定緊急砂防事業 (広島市安佐北区口田南・吳市天応等9地区) [県事業]砂防激甚災害対策特別緊急事業等 (坂町小屋浦等130箇所)
治山対策	[県事業]吳市安浦町中畠等176箇所

<令和3年7月・8月豪雨災害>

災害復旧事業(決定額)

公共土木施設	[県事業] 930箇所 188億円 [市町事業] 674箇所 61億円(広島市を除く)
農林業施設	1,185箇所 47億円

改良復旧事業等

河川	[県事業] 一級河川多治比川・二級河川本川 浸水対策重点地域緊急事業 二級河川三津大川 災害復旧助成事業
----	--

土砂災害防止施設等

砂防	[国直轄]特定緊急砂防事業 (広島市安佐南区山本町等3箇所) [県事業]砂防事業(再度災害防止) (山県郡北広島町本地等4箇所)
治山対策	[県事業]災害関連緊急治山事業 (北広島町南方天満等5箇所)

5 社会資本整備の推進

(3) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川改修等による対策やため池の防災工事等の推進

河川	河川改修	[国直轄]太田川、江の川、芦田川等 [県事業]手城川、瀬戸川、福川、内神川、中畠川、府中大川、国兼川、入野川、河川メンテナンス事業等
	地震・高潮対策	[県事業]京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業]茂浦池等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防、急傾斜地崩壊対策	[国直轄]広島西部山系直轄砂防事業 [県事業]砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業
治山	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業、復旧治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策、港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄]広島港海岸(中央西、中央東) [県事業]広島港海岸(江波、坂、廿日市南地区), 福山港海岸(江之浦地区), 呉海岸(天応地区), 地御前漁港海岸(地御前地区), 倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄]広島港海岸(中央西、中央東地区)/[県事業]尾道糸崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄]広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業]尾道糸崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備推進・機能強化

緊急輸送道路	道路改良等による機能強化	[国直轄等]広島県道路(4車線化), 一般国道2号廿日市大野防災(越波対策) [県事業](国)432号 竹原BP, (主)呉平谷線, (主)瀬野川福富本郷線, (臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	[県事業] (国)182号(神石高原町新免～油木), (国)183号(庄原市西城町熊野), (国)433号(安芸太田町加計)
	橋梁耐震補強の推進	[県事業] (国)186号 翠橋, (国)375号 新大渡橋, (国)487号 早瀬大橋, (一)廿日市港線 藤掛陸橋